

平成20年 第19回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年11月13日（木）午前9時15分

場 所：教育委員会室

平成20年11月13日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第81号議案及び 東京都立図書館館則の一部を改正する規則の制定外1件に

第82号議案 について

第83号議案から 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第86号議案まで

2 報 告 事 項

(1) 学校経営の適正化について（校長・副校長からの状況把握）

(2) 平成21年度教育庁所管事業予算見積について

(3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	大 原 正 行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大 原 正 行
	次長	影 山 竹 夫 (欠席)
	理事	岩 佐 哲 男
	総務部長	松 田 芳 和
	都立学校教育部長	森 口 純
	地域教育支援部長	皆 川 重 次
	指導部長	高 野 敬 三
	人事部長	直 原 裕
	福利厚生部長	秦 正 博
	教育政策担当部長	石 原 清 志
	特別支援教育推進担当参事	高 畑 崇 久
	人事企画担当参事	中 島 毅
(書 記)	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成20年第19回定例会を開会させていただきます。

まず取材・傍聴関係です。報道関係はNHKほか3社、計4社からの申込みがありました。個人は3名からの傍聴の申込みがございますが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。

冒頭、カメラ撮影があります。

それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、高坂委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回10月9日開催の第17回定例会の会議録につきましては、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、御承認をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第17回定例会の会議録につきましては、御承認いただきました。

前回10月23日開催の第18回定例会の会議録が机の上にお配りしてございますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定でございます。

本日の教育委員会の議題等のうち、第83号議案から第86号議案まで及び報告事項(3)につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、御了承いただいたという

ことで取り進めさせていただきます。

議 案

第81号議案及び 東京都立図書館館則の一部を改正する規則の制定外1件
第82号議案 について

【委員長】 第81号議案及び第82号議案、東京都立図書館館則の一部を改正する規則の制定外1件についての説明を、地域教育支援部長、よろしくお願いたします。

【地域教育支援部長】 第81号及び第82号議案について、資料に基づいて御説明いたします。

東京都立図書館館則の一部を改正する規則の制定外1件についてでございます。改正理由ですが、都立日比谷図書館の千代田区移管に伴う同図書館の廃止、また、残る都立中央図書館及び都立多摩図書館のサービス向上を図るため、機能分担及び運営体制を整備することになります。これに関係して規則を改正するもので、改正する規程は、東京都立図書館館則及び東京都立図書館処務規則です。

改正内容は、（１）日比谷図書館の廃止の関係では、東京都立図書館館則及び東京都立図書館処務規則の日比谷図書館に係る規定を削除するものです。

（２）中央図書館の運営体制の整備関係については、東京都立図書館館則を改正するものです。中央図書館については、ワンストップサービス、重点的情報サービスの充実等によりサービスを向上させますが、入館者が利用できる閲覧室等の規定を整備し、現行では各室が個別にサービス提供していたものを、今後は全館的に統一して一体的にサービスをするため、第6条で「閲覧等に利用できる場所は、館長が別に定める。」としました。

（３）多摩図書館の運営体制の整備関係では、東京都立図書館館則の改正については、多摩図書館は東京マガジンバンクの開設により雑誌を中心にサービスを提供することになることまた、現在、多摩図書館で行っている文学及び多摩地域の行政郷土資料は中央図書館で一括してサービスを提供することにしますので、それに伴う規定を

改正します。現行の「文学及び多摩地域の行政郷土資料」を削除し、「主として雑誌」という表現を加えるものです。

改正案の第11条の7に「視聴覚資料の団体に対する館外貸出し（新規）」とあります。これについては、日比谷図書館で提供していたサービスは東京都として全都的にサービスの提供を継続していく必要があるということで残しているものでございます。

第14条の多摩図書館の閲覧関係は、中央図書館の「開架閲覧室等」の項を「閲覧場所等」に整理したことに伴い、同様の考え方で規定を整理しております。

東京都立図書館処務規則の改正ですが、東京都立図書館館則の「事業」の項に雑誌等を加えて規定を整備しておりますので、整合性を図って東京都立図書館処務規則の改正をするものです。

施行年月日は、平成21年4月1日です。ただし、中央図書館のワンストップ化に伴う改正該当事項については、公布の日から施行することにしております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対して、御意見、御質問はございますか。

よろしゅうございましょうか。――〈異議なし〉――では、この件につきまして、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(1) 学校経営の適正化について（校長・副校長からの状況把握）

【委員長】 報告事項（1）学校経営の適正化について、校長・副校長からの状況把握の説明を、都立学校教育部長、よろしくお願ひいたします。

【都立学校教育部長】 学校経営の適正化について報告させていただきます。

去る6月12日の教育委員会定例会で、都立三鷹高等学校以外の校長の考え、状況も把握すべきであるという御意見を受けて調査しました。「1 学校経営状況につい

て」は、平成18年度から、東京都学校経営支援センターの開設に伴い、毎年度定例的に確認しており、5月、6月に全都立学校を対象に行っております。調査結果ですが、職員会議の案件について挙手・採決により職員の意向を確認している学校はございませんでした。企画調整会議を週1回開催していない学校が2校2課程ありました。また、会議録が整備されていない学校が3校3課程ありました。これらについては、既に東京都学校経営支援センターで助言し、改善に努めております。

「2 学校経営の適正化に関する校長・副校長からの状況把握の結果」については、6月16日から9月18日まで、全都立学校260校321課程で、東京都学校経営支援センターの学校訪問により意見交換等を行ったものです。

状況把握ですが、企画調整会議や職員会議等、学校経営に関する意思決定の仕組みがどのように機能しているか、三鷹高等学校を除いて調査を行いました。三鷹高等学校については、別途お話を伺っております。260校321課程、回答率は100パーセントです。

まず、「職員会議で職員が挙手や多数決により採決を求めることがあるか？」という質問につきましては、「ない」が98パーセントです。しかしながら、「ある」が1パーセントで、「求められることがある」、その他1パーセントが「今でもあるが完全拒否」という回答で、「挙手により採決を求めることはない」については定着しています。

「企画調整会議での議論は活発か？」という質問に対しては、88パーセントは「はい」と回答しております。「前向きで活発に意見も出されモチベーションは高い」といった意見がありました。ただ、「いいえ」という回答がありますが、「校長としては物足りない」ということでした。「その他」が11パーセントありますが、これはどちらにも当てはまらないもので、いわゆる「いいえ」ではありません。それらは、「その他」として意見を記載しております。

「職員の理解」ですが、「職員会議及び企画調整会議の位置づけや役割を教員、主任、主幹は理解しているか？」という質問に対しては、96パーセントが理解して「いる」と回答しております。職員会議や企画調整会議が規則で明確に位置付けられた時期が10年前ということもあり、「特に若い教員の意識が高まっている」という意見が

ありました。「いない」が1パーセントありました。「いない」というのは、「理解が浸透しているとは言えない」、また「理解しようとしなない」などの数字ですが、96パーセントが「いる」という回答ですので、ほとんどが理解していると考えております。

「意思決定は職員参加による職員会議において多数決で行うべきという強い意識が残っているか？」の項目に対しては、「いない」が84パーセントでしたので、教員の意識は平成10年に比べ変わっております。一方、「いる」は6パーセントで、「一部には残っているのではないかと思う」、「三鷹の件でも、ああいう校長がいるので校長もそうしろと言ってくる」という御意見がありました。この「校長も」というのは、当該校の校長もという意味です。

「職員や職員団体から申し入れや都教委への働きかけの要請はあるか？」という項目に対しては、「ない」が99パーセントでした。「ある」が1パーセントありましたが、「ひとりの教員から採決を求める意見があった」、「少数の古い意識の教員が職員団体的意見を言う」などで、このようなことはまだ一部の学校でときどきある状況です。

「校長の学校経営」という大項目のうち、「管理運営規則や通知により、職員が意見を言っても仕方がないという雰囲気になり発言しなくなったか？」に対しては、「いいえ」が88パーセントです。「そういった雰囲気はない。自由にものは言える」、「職員会議で発言が減ったのは無駄な発言が減ったから」、「職員団体が多数決をもって少数意見を否定することがなくなり雰囲気はむしろ良くなった」といった意見がありました。回答が「はい」の意見としては、「職員会議での意見が減ったのはこの現れである」、「教員が自分たちでやっていく姿勢がなくなった」といったもので、2パーセント、5校6課程です。また、「『どうせ校長が決めるのだろう』と言う者もいる」という意見がありましたが、これは当たり前のことで、「どうせ」ではなく、校長が決めなければいけないものでございます。「その他」が10パーセントで、「昔を知っている人はそう思うかもしれないが、多くはそうではない」、「通知等が直接影響したかどうかは分からない」といった意見もございました。

「職員会議や企画調整会議の位置づけや運営について制度的見直しが必要か？」の

項目に対しては、「変えるべきだ」と三鷹高等学校の校長が主張していますが、「いいえ」が96パーセントありました。「今の体制で軌道に乗っているので、このままでよい」、「新たに見直しをすると昔のようになる」、「今の制度が完全に定着するまでは、見直しの必要はない」といった意見がありました。一方、見直しが必要であるという「はい」と回答したのは3パーセントで、「職員会議を職員連絡会に変えたい」という意見は、いわゆる連絡事項だけに変えたいということで、これは、前向きな制度変更ということです。しかしながら、「一方的な表現がある。『手をあげるな』等、細かく規定しすぎ」という意見もございました。「その他」は1パーセントで、もう少し合理化すべきではないかという意見でした。

「職員会議等の運営について、校長判断とし、すべて校長に権限を委譲すべきか？」については、「いいえ」が94パーセントでした。「都で一律でやっていかないと支えきれない」、「規則・通知があるからここまで出来る。古い体質の教員もいるので通知をなくすと元に戻るかもしれない」といった意見がありました。しかしながら、「はい」が3パーセントあり、「挙手や拍手などで教員の意向把握することまで決めることではない」といった意見もありましたが、これは1校だけで、それ以外は、「校長に権限と責任を完全に持たせてもらえれば、私学と同じになり、もっと特色が出せる」、「荷は重いですが、もっと持たせてもらいたい。そうでないと学校は変わらない」、これも前向きな姿勢でした。「その他」は3パーセントで、「運用としての幅を持たせてほしい」、「できない校長を辞めさせるくらいの覚悟が都教委にあるなら委譲してもいい」といった意見もありました。

「職員会議や企画調整会議の位置づけや運営について校長に権限委譲した場合、全都立学校へ影響があるか？」に関しては、95パーセントが「ある」と回答しております。「公立学校としての公平性がなくなる危惧がある。ひどい場合は混乱する」、「今までの全ての改革が逆戻りしてしまう。多数決以外で決めることを都教委はもっと説明して良い」といった意見がありました。一方、「ない」の回答が2パーセントありますが、「仮に校長に権限を委譲したとしても、それほどの影響は出ないのではないか」という意見もありました。「ない」の2パーセントのうち、「校長に権限と責任を持たせてもらえれば私学と同じになり、もっと特色が出せるのではないか」な

ど、明確な否定意見は余りなく、皆さん、影響があるとお考えのようです。

「平成10年の管理運営規則の改正、平成13年、平成15年、及び平成18年の通知など都教委の学校経営の適正化の取り組みが校長の意思決定を始めとする学校経営に（主任・副校長・校長としての自身の経験を踏まえて）どのように役立ったか？」についてですが、「はい」、「いいえ」の回答ではなく、意見交換で意見をいただいております。「職員会議での不毛で無駄な議論がなくなり、建設的な意見を聴取できるようになった」、「当たり前前（まへ）のことが、当たり前前に行えるようになってきた。とても役立っている」、「仕事が効率的になった。教育活動がスピーディーに進むようになった」、「校長の言うことには何でも反対し、多数決をもって校長の意見を阻止しようという雰囲気はなくなってきた」、「通知がなければここまでできなかった。通知を盾に大きく変えた。大いに役立った。なければ改革できなかった」などの意見がありました。一方で、「企画調整会議で決定することは決して良いことではない。一部のものです決定するシステムは日本の学校には馴染まない。決定の場面に自分が関われないことに無力感を感じる」といった意見はごく一部で、1校でした。

「管理運営規則の改正や適正化に関する通知は、教員や校長の言論の自由に影響があるか？」についてですが、いわゆる言論の自由に影響があるかということに関しては、否定する意見はありませんでした。「基本的には、言論の自由の封殺とはまったく関係ない。公私混同している」、「分掌の会議等で、教員個々の自由意見が言える状況は変わらない」、「全く影響していない。言論の自由はありすぎて、一部声の大きい教員が言い過ぎの傾向がある」といった意見がございました。

「職員会議はどのように機能しているか？」ですが、「建設的な意見で活発である」、「企画調整会議で協議しているが内容により活発になる」、「事前に企画調整会議、分掌で十分協議しているので、指示伝達事項のみ行っている」といった意見で、職員会議に依存せず企画調整会議で意見を集めてスピーディーな意思決定を行っていることがわかりました。

「企画調整会議や職員会議をどのように活性化させているか？」に対しては、「企画調整会議に出す前に、各分掌、各学年で話し合っているので、方向性をもって提案されてきている」、「主幹にそれぞれ課題を与え、報告させ協議を深めるなど、企画

調整会議を職員会議の議題整理だけの場にしない工夫をしている」といった意見がありました。また、三主任や主幹がかなり中心的な役割を負っており、「三主任や主幹を中心に分掌の業務内容や今後の課題を整理させている」といった工夫が見られます。

最後に、「職員からの意見聴取はどのような方法で行っているか？」に対しては、職員会議や企画調整会議は意見を聞く場でもありますが、日常的にどのように校長が意見聴取を行っているかということを質問しています。「普段から教員の意見を聞く機会を設けている。日常のコミュニケーションを大切にしている」、「日常から授業観察をこまめに行い、この機会に教員の意見を聞くように努めている」、「職員会議も利用するが日常会話が大事。いつでも話し合いに応じている」などの意見で、校長が工夫して職員と日常的にコミュニケーションをとっているという実態がこの質問の中でうかがえます。

繰り返しになりますが、「規則改正や適正化通知により、職員が意見を言っても仕方がないという雰囲気になり、発言しなくなったのか」の質問について、「いいえ」が88パーセント、「はい」が2パーセント、「その他」が10パーセントでございます。「はい」が2パーセントありましたが、5校6課程でした。

したがって、平成10年以前の不適正な職員会議を経験している職員等の間に、こうした設問に対し肯定する意見があることは確認できましたが、ほとんどの学校で設問のような雰囲気はなく、企画調整会議や分掌会議で建設的な意見が出され、適正な学校経営がなされていることが確認できたものと考えております。

「規則改正や適正化通知が、教員や校長の言論の自由はどう影響を及ぼしたのか」の質問ですが、これは意見交換の形で聴取しておりますが、個別の意見を集約して分析した結果、「影響がない」が95パーセントで、主な意見として「言論の自由には関係がない」といった内容でございます。「影響がある」との回答はゼロでした。その他の意見としては、5パーセント、15校17課程からありましたが、いわゆるどちらでもないという形ですが、「言論の自由への影響は校長の取組次第」という意見もありました。

したがって、規則改正や適正化通知が学校現場の言論の自由を奪っているものではないことが、今回の調査でも改めてわかりました。

これは、所要の規則改正や適正化通知、校長先生方の御尽力、学校経営支援センターによる支援など、一連の取組により適正な経営が定着化していることが改めて確認できたもので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がございませうか。

【竹花委員】 対象としたのは校長・副校長とのことですが、回答したのは全員ですか。

【都立学校教育部長】 副校長もその場に居合わせるなどして、副校長とも意見交換しております。校長は全員です。

【竹花委員】 母数としては、校長・副校長がおられれば「2」と考えているわけですか。それとも、校長・副校長で一つと考えていますか。

【都立学校教育部長】 一つでございます。

【竹花委員】 わかりました。

「規則改正や適正化通知により、職員が意見を言っても仕方がないという雰囲気になり、発言しなくなったのか」という問いに対して、「はい」と答えたのは2パーセントで5校ですが、もう少し意見を紹介していただけませんか。

【都立学校教育部長】 「はい」の中に「職員会議での意見が減ったのはこの現れである」という意見がありますが、これは、単に発言がなくなった、発言そのものが少なくなったということであり、議題をきちんと整理していれば、従来のようにいろいろな発言があるということは考えられないのですが、全体として発言が減っているという理解でございます。

「どうせ校長が決めるのだろう」というのは、本来の議題についての意見は構わないのですが、議題以外の意見が多くあったという実態があり、そうした意見は少なくなりましたが、2パーセント、5校6課程がそのようにとらえていませんでした。しかし、「発言しなくなったのか」に対して「いいえ」が大多数の88パーセントの回答になっており、これは、無駄な発言が減ったことによるものと我々は分析しております。

【竹花委員】 これはヒアリングですから、校長先生を説得するために行ったわけではなく、実態を知るために行ったのでしょうから、こういうパーセンテージとなったことは、むしろ当然だと私は感じます。校長先生の運営の在り方次第でこうした問題は解決できるとヒアリング担当者が感じているような中身でしたか。

【都立学校教育部長】 職員会議については、定例業務として学校経営支援センターで毎年、どういう状況であるかを確認しております。校長先生の中には「まだそうした不規則な発言があるのですか」といった声も聞いています。「一時期よりは良くなり、職員会議によらないで校長が自信を持って最終的には決定できるようになった」などの話もありました。ただ、教員の中には、職員会議で決定するという古い意識があって、これを10年かけて改革してきたわけですが、ヒアリングを通して、決定機関でないことが学校の中に定着してきたと思います。職員会議は決定の場ではなく、職員会議をどう使うかは校長が判断するものですから、うまく活用している校長先生もいらっしゃいます。職員からいろいろな意見を事前に日常的に聞き、検討の指示を行い、職員会議は周知だけの場にするなど、校長先生のやり方によっては学校経営を行う上で、現行制度でも十分うまく機能できるものであるということも聞いております。

【竹花委員】 わかりました。

規則改正や適正化通知が、教員や校長の言論の自由はどう影響を及ぼしたのかという問いについて、影響があると答えているのは0パーセントということですが、言論の自由に影響があるというのは、要するに、この通知によって、話したいことが話せないという状況がもたらされたのかという質問だろうと思います。影響があると回答したのは0パーセントというのは、ヒアリングを担当された方々に、こんなことは当たり前だという感じで先生方はお答えになっておられるのですか。それはどういう状況ですか。

【都立学校教育部長】 言論の自由によどのような影響を及ぼしたかについては、先ほど意見を御紹介しましたが、言論の自由がありすぎだという意見が多くありました。議事に関係のないいろいろなことを話すことが言論の自由なのかというと、そうではなくて、あくまでも議題に沿った形で会議を進行しなければなりません。これは、今

回調査をする前から、この言論の自由についてはどうですかということを経理先生から聞いていたのですが、むしろ、「一部の教員には言論の自由がなかったのではないか」、「特定の声の大きい、いわゆる職員団体が組織的に発言して少数意見を封じ込めてしまう」ような実態があり、このことと言論の自由とは全く関係のないことであるということでした。

【竹花委員】 わかりました。

今日、御説明いただいた私の感想は、少しお手をかけましたが、やはり現職の校長先生の御発言があって、言論の自由という非常に重要な問題にかかわるだけに、どのような実態があるのかきちんと調査してもらいたいということで6月にお願いしたわけですね。そういう点では、この通知そのものが学校現場の言論の自由の特段の影響を与えるものではないし、学校運営そのものが校長の責任において進められ、本来のこの通知が持っていた目的といったものもおおむねその目的を達しつつあるようなお話でした。少し危惧したこともあったのですが、調査の結果、心配するような問題はないのではないかと感じました。

併せて、なぜこの通知が言論の自由を抑えることになっているのか、その根拠は何なのかについての土肥校長の具体的な答えは何だったのか、もう一度説明していただけますか。

【都立学校教育部長】 三鷹高等学校の校長が言論の自由がなくなったと発言したのは、一部転入してきた教員から聞いた、自分の知人から聞いたといったことが、どうも根拠のようでございます。

【竹花委員】 私どもとしても再三にわたり、三鷹高等学校の校長に対して具体的な根拠を求めてきたわけですが、今申し上げたようなことが口頭で伝えられたにすぎず、文書で私どもにもたらされたものについてもそこは書かれていません。そういう意味では、土肥校長の考えの表明の根拠がなかなか得られない状況で現在も推移しているということですね。

【都立学校教育部長】 さようでございます。

【竹花委員】 先般、東京都教育委員会で都立学校の校長会の方々からお話をお伺いしました。途中までの議論では、すべての先生方が、この通知が言論の自由を抑圧

しているというのは全く関係のない話だとおっしゃっておられました。私は途中で退席したのですが、あの後、何か特別な議論がありましたか。

【委員長】 特別にはありませんでした。

【竹花委員】 わかりました。

【高坂委員】 この数字をどう判断するかは難しい問題ですが、この数字自体、できすぎているくらい現状肯定の数字だと思います。校長会の話も肯定的でした。

私は、東京都学校経営支援センターのアドバイザーを紹介した経緯があって、彼らの資料も全部見ましたが、1人が約30校回っています。ということは、3人で90校です。私自身が東京都教育委員会委員として回っているのが約30校です。そのほかに、経済同友会から頼まれて講演に行ったりしている学校がこの3年半くらいで約30校。そういうところで聞いた印象は、人によっては問題がないわけではないけれど、全体としてうまくいっているというのが私が肌で感じた印象です。

それから、東京都学校経営支援センターの顧問から、三鷹高等学校の校長に合ったことがあるということで、こんな問題が出てくるという雰囲気は全然なかったという報告も受けております。彼らは全く中立の立場で話を聞いています。また、定年退職の前だからああいうことを言ったのではないかという意見まで出ていました。

ですから、この問題は、引き続きチェックすることは必要ですが、そう大きな問題ではないのではないかとというのが私の印象です。

【内館委員】 今、高坂委員がおっしゃったことと重なりますが、実は私も、「はい」と「いいえ」の回答の数字に余りにも差があるものですから、恐らく、人によっては、ここに何らかの恣意^しがあって、中立・公平な状態で質問しないで、こう答えざるを得ないような質問の仕方をしたのではいかとといったことを言われかねないという危惧^きが少しありました。

今、高坂委員のお話を伺って安心しましたが、中立・公平な状態で言いたいことをきちんと話してほしいという状況で聴取したことは、わかってもらったほうがいいと思います。

【委員長】 この件については、大学にいた経験から言いますと、大学で起こっていることと同じです。大学の教授会は、本来、権限はそれほど強くはないのですが、

現実には、ほとんどの事項を決定するという慣行になっておりました。このことに対して各方面から強い批判が寄せられていました。そこで、本来の姿に戻して、学長、学部長に大きな権限を与えることにしました。私が工学部長のときには、挙手採決すらできませんでした。全員一致でないと決められませんでした。声の大きい人が二、三人いると物事が進まないということで、非常に苦勞しました。そのようなこともあって、最終決定の権限を評議員会に持たせるように文部省が法令改正をいたしました。その結果、大学運営が大変順調に進むようになりました。

結局、そうした制度が問題だったので、私立大学のことはわかりませんが、国立大学については、全部とは言いませんが、相当活性化しています。議論が活発になり、今までは発言しようと思っても発言できなかった人たちの意見が出、少数意見も出やすくなりました。

ただ今の報告を伺って、大学も全く同じだという印象を持ちました。

【都立学校教育部長】 この調査について、昨年度も含めて私はほぼ1年くらいこれにかかわっていますが、平成10年以前の状況が、職員会議そのものが決定機関であったこと、しかも、内規で、職員や職員団体等が圧力をかけて決定を行い、校長の権限が奪われてきたという実態が都立学校にありました。学校運営そのものを校長が行うのではなくて、教員なり職員団体の一部が行い、決定を教員が行って校長が責任を取るという逆の構図でした。当時の職員会議は、校長がしたいことをまず否定する。そのために時間をかけて議論し、否決し、または決定を遅らせるといった状況がありました。これが、教育改革、学校改革の中でかなりのネックになっていました。東京都教育委員会は教育改革を進めてまいりましたが、同時並行で人事考課も主幹制度も入れてきた現在の学校においては、職員会議でみんなで議論するという時代ではなく、いかに迅速に課題を解決して、より良い教育に取り組んでいくかといったことが求められています。現在は企画調整会議が週に1回行われていますので、いろいろな意見も吸い上げられますし、校長の方針も伝えられます。まさに組織的に学校が機能できる状態になっていると思います。

しかしながら、一方で、職員会議の位置付けそのものが10年前とは変わってきているため、議論してもいいのではないかという声もありました。現在は落ち着いた状況

ですから、最悪の状態の職員会議を知らない世代が増えてきたのかなということを今回の調査で感じました。なぜそこまで挙手や採決などの扱いを決めるのかという声がありますが、本来の学校組織はこうでなければならない、迅速に教職員が課題に対応しなければいけないということを考えねばなりません。ある意味では、一部の方にとって10年前は良い時代だったのかもしれませんが、それでは山積する教育課題に迅速には対応できません。今いろいろな取組をしていますが、一時期の校長と教職員の対立ということが非常に少なくなってきました。企画調整会議は主幹、主任の役割は非常に大きく、各分掌を代表して調整し、監督していくことで学校が組織的に機能していくと思っております。

ただ、そうは言いつつも、より効果的、効率的に運営できるかという必要な見直しは、今後、時期を見ながら、意見を伺いながら変えていきたいと考えております。

【竹花委員】 一つは、私自身が10年前の状況を直接は存じ上げないということもあるのですが、先ほどの都立学校教育部長の説明でも、学校経営上の大きな困難があったということで、それがこの通知以降は是正されてきつつあるということですので、それは基本的に正しい方向で是正されていると感じます。

今のお話のように、東京都教育委員会を含めて学校現場もそうですが、公立学校の教育に多くの都民の方々が大丈夫だろうかとお心配をしておられ、公立学校よりも私立学校に行きたいと考えている人も多いと聞こえてきます。そういう状況におかれている公教育の実態を私どもはとらえて、内部でああだこうだと言っている時期ではないので、校長・副校長をはじめ、職員の方々も一体になって、今のような公教育に対する不信を取り除く努力をしていくようになっていただかないと、都民の公教育に対する期待に応えられないと思います。

そういう意味では、ちょうど10年たって、今は若い先生たちが増えてきて、何が問題なのかわからないという声も極めて普通の状態だと思いますが、みんなが意見を言い、自分の問題として何とかしたいという気持ちになって活発な学校運営がなされるように、校長も副校長も、こういう通知は過去の問題として、今ある問題をどう解決するかという観点で一緒に力を出し合ってもらいたいと思いますし、そのために上手な学校運営について、特に校長・副校長は腐心すべきだろうと思います。得てして校

長・副校長が、自分で勝手に決めるのだとなりがちな側面もないわけではないので、そうした面は慎んでいただいて、みんなで活発に学校運営が行われる仕方について、特段の配意を、これを機会に改めてお願いしたいと思います。その点はどうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 教育に対する国民の期待が非常に大きくなっているというのは世界的な傾向です。1999年のケルンサミットで、英国が、これからの国の将来は国が持っている金の多寡で決まるのではなく、国民一人一人が持っている知識の総和で決まる、つまりknowledge-based society(知識基盤社会)が到来するのだということを言って、それが各国首脳の共感を呼んで、それについての共同コミュニケが出されました。それ以来、各国で教育に対する期待が高まっていて、今、都立学校教育部長がおっしゃった「迅速に対応する」ということ、ことに社会のニーズに対して迅速に対応することが強く求められる世の中になりました。英国などを見ていると、このことは非常にはっきりしますし、フィンランドなどを見ているともっとはっきりします。

ですから、日本でもその辺を意識して教育改革を進めていかなければいけない。そのためには、できるだけ円滑なマネジメントシステムをつくっていくことが大事ではないかと思います。

大学でも同じことが起きて、権限を教授会から評議員会に戻すことによって、良い少数意見が中央に伝わってくるようになりました。それまでもあったはずなのに届かなかった少数意見がトップまで順調に上がってくるようになりました。

もう一つ大事なことは、大学で言うと、学長や学部長といった人たちが、一般教員とコミュニケーションをとろうとする雰囲気が出てきたということです。この資料にも、校長先生が日常のコミュニケーションを重視し、教員各自の考えを把握するという決意の程が明確にでていますので、良い方向に向かっているのではないかと思います。この方向で進めていくべきですね。

本件については、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、報告事項として承りました。

これは、それぞれの委員の方によって解釈の仕方が違うかもしれませんが、これをもう一度よく咀嚼^{しやく}していただきまして、今後、経営支援顧問等との意見交換にこの

データを生かしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 この結果については、本日、報道発表させていただきます。

【委員長】 わかりました。よろしく願いします。

(2) 平成21年度教育庁所管事業予算見積について

【委員長】 報告事項(2)平成21年度教育庁所管事業予算見積について、説明を、教育政策担当部長、よろしく願いいたします。

【教育政策担当部長】 平成21年度教育庁所管事業予算見積について御説明させていただきます。

報告資料(2)を御覧ください。はじめに「Ⅰ 歳入歳出予算」です。平成21年度歳出予算見積額は7,935億5,500万円で、前年度比0.3パーセント増です。その内訳ですが、給与関係費は、いわゆる「若返り」に伴う職員給与の単価減により2.1パーセントの減となっております。しかし、事業費は27.3パーセントの大幅増となっており、その主な要因として、本年5月に策定した東京都教育ビジョン(第二次)の推進計画事業について着実な予算化を図るとともに、都立学校施設の改築・改修を計画的に進めるための投資的経費についても積極的に計上したことによるものでございます。また、歳入予算の見積額は1,400億9,300万円で、前年度比2.4パーセントの増でございます。

次に、「Ⅱ 定数見積増減」です。学校定数は6万2,117人で、前年度比139人の増でございます。なお、教職員定数が増となるのは、昭和55年度以来29年ぶりでございます。増減の内訳は、児童・生徒数の増減や定数改善によるものです。また、事務局定数は平成20年度と同数で見積もっております。

次に教育庁所管の主要事業について、要点を絞って御説明します。

はじめに、「(1) 家庭の教育力の向上」です。教育基本法にも明記されており、教育の第一義的責任を有しているのは保護者です。家庭の教育力を向上させるには、保護者に子供の育成についての正しい認識を持ってもらうことが肝心であることから、保護者に対する働きかけを確実なものにするため、母子健康手帳配布時や3

歳児健診等の機会をとらえて働きかけをしてまいります。

次に、「(6) 外部人材の教育活動への積極的な活用」です。退職教職員や各種の専門家、地域の人材などを教育活動に積極的に導入するための仕組みを構築するなど、新たな取組を進めてまいります。

(7) の2番目、「外国人の子供に対する教育の充実」です。外国人児童・生徒の不就学を防ぐため、外国語による保護者向けパンフレットを作成し、NPO等を通じて配布するとともに、児童・生徒や保護者からの相談体制の充実を図るため、東京都教育相談センターに通訳を配置します。

「(8) 子供の安全・安心の確保」の3番目、「インターネット・携帯ネットの適正な利用に関する啓発・指導」です。都内全公立学校約2,200校における非公式サイトの実態把握と不適切な書き込みやサイトの削除を行うとともに、携帯ネット等の適正な利用について、児童・生徒、保護者への啓発を行うものでございます。

「(9) 児童・生徒の『確かな学力』の向上」です。先般作成した児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準である「東京ミニマム」を最大限に活用し、新たに「確かな学力向上実践推進研究校」を指定するなど、学力の底上げを図ってまいります。

「(10) 子供の心と体の健やかな成長」です。まず「登校支援員活用事業」ですが、児童・生徒の不登校解消に向け、退職教員、警察・関係機関OBなどの人材を登校支援員として活用し、登校時の家庭訪問や学習支援などを行うものでございます。

「スポーツ教育の推進」では、スポーツ教育推進校の指定を200校に拡大するとともに、推進校における学校体育の充実を図るため、体育専門の非常勤講師を措置してまいります。また、トップアスリートの学校派遣を拡大するとともに、中学生が駅伝方式で42.195キロを走る区市町村対抗の「中学生東京駅伝」を実施するなど、子供たちの体力向上を図ってまいります。

「(12) 首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成」の2番目にお示ししている「環境教育(CO2削減)推進事業」です。都における喫緊の課題である地球温暖化防止のため、来年6月を「CO2削減アクション月間」と位置付け、都内すべての小学校において、主として5年生を対象に、CO2削減に向けた具体的な行動を各家庭で実践させてまいります。

最後に、「4.教育ビジョン（第2次）以外の事業」としてお示ししている「学校問題解決事業」です。学校が保護者や地域住民などに対応する際に、学校単独では解決困難なケースもあることから、弁護士、精神科医などの専門家の力を活用して、問題の解決を図るものでございます。

簡単ですが、予算見積の概要については以上です。

今後の予算編成日程は、年明けに知事査定、1月中旬に予算原案の発表後、第1回都議会定例会で審議が行われます。

以上です。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。何か御意見、御質問がございますか。

【高坂委員】 「家庭の教育力の向上」について、最近、親学が流行していて、それを入れるか、入れないかで協議もしましたが、この乳幼児期からの支援にある母子健康手帳の配布は教育委員会が行うものではありませんね。

【教育政策担当部長】 区市町村です。

【高坂委員】 先日、母子健康手帳に関する国際会議についてのテレビ番組で見ましたが、もともと母子健康手帳は日本発のノウハウで、モデルになったものは、18歳まで母子健康手帳に書き込みができるようになっていたということでした。東京都の母子健康手帳は小学校くらいまでで終わるものでしょう。

【教育長】 そうだったと思います。

【高坂委員】 親学という意味で、最近問題になっているのは中学生ですから、せめて15歳までは親が見るという形で母子健康手帳をつくってもらうように指導できたらどうかと思いました。

もう一つは、(7)の特別な支援が必要な子供の教育についてです。先日、ブラジルのこれからの百年というセミナーがあって、そこへ新任のブラジル大使が来て、熱心に最後まで聞いていて、彼は1時間以上話をしました。日本の教育を何とかして欲しいということが大使からのお願いでした。それはなぜかというと、今、ブラジルから日本に来ている32万人のうち10万人が未成年で、そのうち学校へ通っている子供が約3万人。東京都は比較的少ないのですが、群馬県や浜松市、名古屋市、三重県などは非常に多いわけです。しかも、その3万人のうち学校へ行かない子供が3分の1

弱だそうです。こういうことがまた犯罪の温床になる可能性もありますから、その辺も、東京都だけではなく、中心はむしろ地方かもしれませんが、連携をとって、こういう外国人子弟のケアについては、入国してからのフォローまでは法務省もしていませんし、横の連絡も全部含めて対策をとることを考えていただければと思います。

以上2点です。

【地域教育支援部長】 乳幼児からの教育支援プロジェクトに関連して母子健康手帳についてのお尋ねがありました。今年度、乳幼児期の保護者向けのテキストをつくる予定です。母子健康手帳は、どちらかというと主に子供の健康面を発達段階でとらえているものですが、それに対してなぜその時期が大切なのかという解説まではありません。大切さの理由は脳科学や医学などでかなり解明されてきていますので、福祉保健局の保健師さんなどにも一緒に入ってもらって、どういうことを親に伝えたらいいかということは今検討しております。

最低限親がしなければいけないことがあり、そのことで子供の情緒が形成されていくということなので、そういうことがわかるテキストをつくり、母子健康手帳と併せて配布して見てもらいたいと考えております。

【高坂委員】 母子健康手帳は何歳で終わるものですか。

【地域教育支援部長】 健康面での記述ができるのは6歳までですが、予防接種の記入欄はその後も使えます。

【高坂委員】 書いても書かなくてもよいので、15歳まで書けるよう欄をつくっておいてもいいのではないのでしょうか。

【地域教育支援部長】 そういう相談もしてみたいと思います。

【委員長】 15歳までカバーするというのは、いい考えだと思います。

【教育政策担当部長】 今の話の続きですが、最終的には、今つくろうとしている保護者向けのメッセージが、その母子健康手帳の中に刷り込まれるような形になれば、大変よく連携できた事業になると思っていますので、そういうことも目指して取り組みたいと思います。

それから、外国人の子供の不就学の問題については、不就学を防ぐためのパンフレットを10言語で作成し、NPO等を通じて配布することとしています。

しかし、在留居住制度を改正しないと問題の本質的解決にはならないということもありますので、引き続き国への要望もしていきたいと考えております。

【瀬古委員】 中学生による「東京駅伝」があるということですが、これは具体的に何か決まっているのでしょうか。

【教育政策担当部長】 今はまだ計画段階ですが、全区市町村の中学2年生の代表の対抗戦という形で、駅伝方式で1人3キロずつ競わせることで体力向上を狙うというものです。

【瀬古委員】 場所は決まっていますか。

【教育政策担当部長】 臨海部でできればと考えております。

【瀬古委員】 一般道を使うのですか。

【教育政策担当部長】 限られた区域の一般道ということになるかと思えます。

【瀬古委員】 これは、日本陸上競技連盟と連携をとるなどといったこともあるのでしょうか。

【指導部長】 中学生駅伝については、今、東京都中学校体育連盟と協議を開始しております。具体的なことは今年度中に詰めていきたいと考えておりますが、どういったコースを走るのか、あるいは、運営そのものをどのように進めていくのか、また様々な助言等をいただければありがたいと考えております。

【瀬古委員】 これは今年度ではなくて、来年度に行うということですか。

【指導部長】 来年度です。

【委員長】 教育長、何かありますか。

【教育長】 先ほどの外国人の子供に関する教育の件ですが、私は時事通信が主催している教育奨励賞の審査委員をしまして、今回、何百点かの応募の中から、浜松の小学校の外国語の教育ということで地域の協力を得て行うものが努力賞になっています。その辺も研究したいと思います。

【高坂委員】 是非お願いします。

今、ブラジル人を教える学校が100校以上あります。ところが、教育委員会が協力しているものは4校しかないそうです。私は新宿区立大久保小学校も見ましたが、あのようなところがもっと増えたほうが、日本にとっては良いだろうという印象を持ち

ました。

【委員長】 本件についてはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件についても報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

11月27日(木) 午前10時	教育委員会室
12月11日(木) 午前10時	教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、政策担当課長、よろしくお願ひいたします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会は11月27日、次々回は12月11日を予定しております。ともに午前10時から教育委員会室にて予定しております。

以上です。

【委員長】 ありがとうございました。

それでは、非公開の審議に入りますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——。

では、非公開の審議に進ませていただきます。

(午前10時20分)